

委任 受任者による報告 S63-04-1 <<#393>>

【問】 正誤をつけよ。

受任者は、原則として委任者に対し定期的に委任事務処理の状況を報告しなければならない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 受任者による報告

受任者は、**委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。**（民法 645 条）

⇒ 民法上、定期的な報告義務はない